

山梨県環境影響評価等技術審議会概要

日時 平成24年7月30日 13:30~16:00

会議出席者

<環境影響評価等技術審議会委員>

片谷教孝会長、石井信行委員、大久保栄治委員、工藤泰子委員、坂本康委員、佐藤文男委員、鈴木邦雄委員、早見正一委員、福原博篤委員、湯本光子委員

<事業者等>

○事業者

山梨県県土整備部道路整備課高速道路推進室 名取室長補佐、壺屋副主幹
国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所調査第二課 長井係長
株式会社福山コンサルタント 皆川氏
株式会社長大 轟氏、川野氏、津田氏、茂木氏

○都市計画決定権者

山梨県県土整備部都市計画課 武藤副主幹

<事務局>

環境創造課 小島徹課長、依田真司課長補佐、土橋史主査、望月剛専門員、三枝富昭主事、岩浅真利子技師

次第

- 1 開会
- 2 環境創造課長あいさつ
- 3 議事
 - 議題1 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間 環境影響評価準備書について
 - 議題2 その他
- 4 閉会

資料

- 1) 知事意見骨子(案)、意見整理表
- 2) 山梨県環境影響評価等技術審議会議事録(平成24年6月15日)
- 3) 環境影響評価準備書に係る公聴会概要(平成24年7月10日)

1 開会

(進行 依田課長補佐)

それでは、始めさせていただきたいと思います。

本日は、ご多忙の中、このようにお暑い中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催させていただきます。

2 あいさつ

(進行 依田課長補佐)

議事に入る前に、小島環境創造課長より、ごあいさつ申し上げます。

(小島課長)

本日は大変お忙しいところ、また大変暑い中を、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議題でございます「都市計画道路甲府外郭環状道路東区間 環境影響評価準備書」につきましては、7月10日に公聴会を開催させていただきました、6名の方々からご意見をいただきました。

これまでご審議いただいた結果に加えまして、こうした住民の皆様方のご意見も踏まえながら、知事意見の形成に向けて、本日はたたき台としまして、知事意見骨子(案)をお示しさせていただきたいと思いますので、何卒ご審議の程お願いいたします。

知事意見は9月7日までに提出することとなっております、本日と、来月に予定しております審議会におきまして、ご検討いただきたいと思いますと考えております。

委員の皆様方には限られた時間でございますけれども、ご審議の程よろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

3 議事

(進行 依田課長補佐)

それでは、議事に移りたいと思います。

本審議会は、山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。

本日は、15名の委員のうち、10名のご出席をいただいておりますので、山梨県環境影響評価条例第47条第11項に規定される、2分の1以上の出席が得られましたので本審議会が成立していることをご報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。まず、A4、1枚、次第があります。同じくA4、1枚で「新山梨環状道路東区間環境影響評価準備書に対する知事意見骨子(案)について」、それからA4、中綴じの「骨子(案)」。同じく中綴じで、左上に「全般的事項」と書いてある資料、これは準備書の問題と思われるようなところと意見等を整理したものです。それから同じく中綴じで「意見整理表」があります。それから「山梨県環境影響評価等技術審議会概要」、「環境影響評価準備書に係る公聴会概要」。それに加えまして、青いファイルの資料は、事業者からご説明いただく内容の資料です。以上です。資料に不足がある場合には事務局までお申し出ください。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。議長は会長が務めることになっておりますので、片谷会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(片谷会長)

皆様方には大変暑い中、暑いというもの億劫になるほどの陽気でございますけれども、お集まりいただきましてありがとうございます。

審議に入ります前に、いつものことでございますけれども、運営方針の確認をお願いいたします。本審議会につきましては、平成17年7月8日の技術審議会においてご議論いただきましたとおり、

制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とすること。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する、ということになっておりますので、ご確認をお願いいたします。

今日は希少種や個人情報にかかる部分はないということによろしいですね。

(事務局 土橋主査)

ございません。

(片谷会長)

はい、では、今日は全て公開となるということですので、ご協力をお願いいたします。

それでは、まず、本日の議事の進行ですけれども、議題1、「都市計画道路甲府外郭環状道路東区間 環境影響評価準備書について」ですが、前回の審議会で皆様からいただいた質問事項や指摘事項について、事業者から補足のご説明をいただいた後、質疑と審議を行います。それに続いて、事務局で作っていただいた知事意見骨子(案)について説明をいただきまして、この審議会としての意見をとりまとめるための皆様方のご意見をいただくという手順で進めさせていただきます。

議題1) 都市計画道路甲府外郭環状道路東区間 環境影響評価準備書について

(片谷会長)

それでは、早速、前回の審議会で指摘していただいた事項について、事業者からの補足説明をお願いしたいと思います。いつものように時間が限られておりますので、簡潔明瞭なご説明をお願いいたします。

(事業者 名取室長補佐)

これまでの3月2日、及び6月15日の技術審議会で十分に回答できなかった部分のみについて、ご説明をさせていただきます。前回までにお答えをしたものにつきましては、説明を割愛させていただきますけれども、資料には記載してございますので、ご確認をお願いいたします。

なお、本日は資料を用意しておりまして、概ね資料の説明になりますので、環境影響評価業務を受託しております株式会社長大より説明させていただきます。よろしく申し上げます。

(事業者 轟氏)

お手元のファイルの中にある資料1「意見概要と回答」の説明をさせていただきながら、順次、該当する資料の内容について、その都度、説明をさせていただきます。

まず、「意見概要と回答」の1ページ、CE015の意見についてです。福原委員から、計画交通量に関して「どのような補正を行ったのか明確にする必要がある。」というご意見をいただきまして、その回答につきましては、前回6月15日の審議会の回答の中で、ここに記載してあります内容で回答させていただいておりますが、実際に評価書の中でどのような資料を掲載するのかというものを、今日、ご用意いたしました。該当する資料が、資料2になります。こちらが、計画交通量の算出の具体的な手順を示したものです。国土交通省のホームページから、「道路計画における将来交通需要推計の手順」を抜き出しまして、この手順に従って推計した交通量の結果を、その次のページになりますけれども、「2) 計画交通量推計結果」として資料編に記載することで考えております。図2「計画交通量の推計結果」につきましては、東区間の区間交通量と合わせまして、隣接する道路の交通量についても記載しております。以上が資料編に掲載します具体的な内容となります。

続きまして、資料1の2ページ、E002_001の意見についてです。工藤委員から、「大気質の調査地点の選定理由、予測地点の選定理由、位置について、詳細がよく分からない。」というご意見をいた

だきまして、前回の審議会の中では、「調査地点、予測地点の位置については、別途作成しました図表集に掲載しています。」と回答させていただいております。それ以外の、選定理由に関連する回答については、資料3の中で、実際の評価書の中の記載イメージということで、資料をご用意いたしました。まず、調査地点の選定理由については、資料3の8-1-2ページになります。こちらに赤字で書いた部分ですけれども、「対象道路の交通量が大きく変化するフルインターの間において、近隣に特定の固定発生源がなく、地域のバックグラウンド濃度の状況を適切に把握できる箇所とし、都市計画対象道路事業実施区域が通過する行政界を勘案し、笛吹市で1箇所、甲府市の始点側で1箇所、終点側で1箇所の計3箇所を設定した。」ということで調査地点の設定理由を記載しました。資料3の6-7ページ、方法書知事意見に対する見解についても、同様の内容を記載しています。これは準備書で記載した内容を修正させていただきました。続いて、予測地点の選定理由については、同じく資料3の8-1-16ページ、こちらが自動車走行の大気質の予測地点の選定理由になります。16ページが予測断面の選定理由、17ページがIC周辺の選定理由となります。各断面ごとに保全対象となる住居、施設等の状況を記載し、選定理由を記載しております。同様に8-1-62ページにつきましては、建設機械の稼働の粉じんの予測地点になります。同じく8-1-75ページ、こちらが工事用車両の運行の粉じんの予測地点になります。それから8-1-94ページ、こちらが建設機械の稼働の大気質の予測地点です。それから8-1-111ページ、こちらが工事用車両の運行の大気質の予測地点になります。選定理由については、以上のような形で評価書で修正させていただきたいと思っております。

資料1に戻りまして、E002_002のご意見についてです。工藤委員から、「建設機械の大気の中で、地点B7、B8においてSPMが参考値を超えているが、この理由が記載されていない。」というご意見をいただいております。同じく資料3の中で、工事中の予測項目についてですけれども、特に予測値が大きくなっている理由を評価書で補足説明しております。該当箇所が資料3の8-1-66ページ、こちらが建設機械の粉じんの予測結果の補足となります。B2、B6が特に予測値が大きくなっておりますけれども、こちらについては予測値が大きくなっていることの説明より、予測値が小さくなっていることの説明の方が適切だと考えまして、ここに書いたような内容とさせていただいております。「B2、B6が法面工であるのに対し、それ以外の予測地点は、予測対象としてユニットが、降下ばいじん量が少なく明確な距離減衰傾向がみられない場所打杭工のユニット（オールケーシング）であるため、予測値が小さくなっている。」と補足説明をさせていただいております。続いて8-1-81ページ、こちらが工事用車両の運行に係る粉じんの予測結果の補足です。「C5、C6、C7の予測値が大きい理由は、予測に用いた工事用車両台数が大きく、且つ発生源から予測点までの距離が近いことに起因している。」という内容を補足させていただきました。この参考情報として、8-1-79ページの表8.1.39、工事用車両台数の表ですけれども、各予測地点の工事用車両台数を参照する形とさせていただいております。それと合わせまして、図8.1.19、8-1-76ページから78ページまでの予測断面図ですけれども、こちらに車道端から予測地点までの距離の情報を追加いたしまして、先ほどの補足説明の参照情報として、追加させていただきました。続いて、8-1-101ページ、建設機械稼働の大気質の予測結果の補足になります。「B5、B7、B8で予測値が大きい理由は、排出源から予測点までの距離が他の予測地点と比べて近いことに起因している。」と補足させていただきました。参照する情報としては、表8.1.56ということで、8-1-96ページの赤書きで示した表になりますけれども、排出源から予測点までの距離を追加で記載させていただきました。こちらを参照するような形とさせていただきました。それから、8-1-119ページ、こちらが工事用車両の運行に係る大気質の予測結果の補足になります。「C5の予測値が大きい理由は、予測に用いた工事用車両台数が大きく、且つ発生源から予測点までの距離が近いことに起因している。」という形で補足させていただきました。参照する情報としては、8-1-115ページの表8.1.70、工事用車両台数及び走行速度の表になります。それと合わせまして、8-1-112から114ページまで、図8.1.25が予測断面図になりますけれども、先ほどと同様に予測点から車道端までの距離を追加し、こちらを参照するような形で補足させていただいております。

続きまして、資料1に戻っていただきまして、E024_001 についてですが、こちらでも工藤委員から、「工事用車両の粉じんと、建設機械の大気質の予測値に関して、他の地点に比べて高い値がある。その内容について補足すること。」というご意見をいただいております。回答としては先ほどと同様です。ここは割愛させていただきます。

4 ページですが、E024_002、工藤委員から数式の下付き文字等の誤りについてご指摘がありました。その回答といたしまして、同じく資料3の、8-1-12 ページ、91 ページ、92 ページのところ、少し文字が小さくて分かりづらいですけれども、下付き文字、上付き文字の誤りを赤字で修正させていただきました。

続いて、CE023 のご意見についてです。工藤委員から「構造物による気流の変化が起こらないと判断した根拠を明確にすること。」というご意見がございました。この回答といたしましては、前回の審議会の中で、気流の変化が起こらないと判断した根拠ではないのですが、気流の変化も考慮した予測式の内容となっていると、ブルーム式とパフ式の説明をさせていただいております。今回、その補足説明として評価書への反映内容について、資料をお持ちしております。資料は同じく資料3になりますけれども、8-1-11 ページから 15 ページまでが該当箇所になります。8-1-11 ページでは、ブルーム式、パフ式の説明として「実測や実験に基づいて設定された拡散幅等を与えるので、統計モデルあるいは経験式といった性格も有している。」という説明を加えさせていただいております。これは技術手法に記載されていますブルーム式、パフ式の説明となります。それから、気流の乱れに関しては、「盛土の場合、風洞実験によると風が盛土法面に沿って流れるため、風下側表面では乱れが生じて濃度が高くなる。」という実測のデータに基づいて、盛土の場合は、煙源位置を補正する形で配置しておりますので、実際には予測上、路面+1 mとせず、その半分の高さで煙源を配置するという内容でございます。8-1-21 ページでは、拡散幅の補足説明として、注1)、注2) に、ブルーム式における鉛直方向における拡散幅 σ_z 、水平方向における拡散幅 σ_y について技術手法から引用して、補足の説明をさせていただいております。8-1-13 ページでは、パフ式のパラメーターについて、注3) に、その内容についての補足の説明をさせていただいております。8-1-14 ページ、15 ページは、排出源の位置と配置ですけれども、ここにつきましては準備書でも記載がありましたけれども、予測手法の説明の一部として、記載する場所を変更する形で修正しております。内容についての修正はございません。

続きまして、資料1に戻っていただきまして、E051 の意見でございます。工藤委員から、先ほどと同じ内容になりますけれども、「工事用車両の運行に係る粉じん、建設機械の稼動に係る大気質の予測結果に見られる濃度が高い理由等について説明すること。」というご意見をいただいております。それに対する回答としては、先ほどご説明させていただいた内容となりますので、割愛させていただきます。

続いて、CE013 のご意見です。福原委員から、「北区間と同様に、騒音等については面的な評価を行い、全体が把握できるようにすべきである。」というご意見をいただきました。これにつきましては、前回の審議会の中で、「桜井 I C 周辺、和戸 I C 周辺、広瀬 I C 周辺、落合東・落合西 I C 周辺については、面的な予測・評価を行っており、結果については図表集に記載しております。」と回答させていただきました。今回、追加の資料としまして、先ほど挙げた I C 以外の小石和 I C 周辺、東油川 I C 周辺についても、面的な予測結果を評価書に記載したいと思っております。該当する資料が資料4になります。「大気質（二酸化窒素）についての等濃度分布図」、「騒音についての当音分布図」、それぞれ小石和 I C 周辺北側、小石和 I C 周辺南側、東油川 I C 周辺ということで、新たに面的な予測結果をこの3つのエリアについても評価書で追記しようと考えております。計画路線上の I C については、あと西下条 I C がございますが、こちらについては保全すべき住居等が周辺に立地していないということで、予測対象とはしていません。I C 周辺に保全対象が存在する箇所については、この資料4にあるエリアを追加することで評価書では全てカバーできているという形になります。

資料1に戻っていただきまして、6 ページ、E025_001 でございます。福原委員から、「笛吹市広瀬

の測定結果が昼夜ともに数値が高く同じ値である。どうしてこのような結果となるか疑問である。」というご意見がございました。前回の審議会では、「対象道路が国道20号であり、交通量が多く、大型車混入率が高い状況で、それから夜間の交通量の大型車が多いため、昼夜ともに騒音レベルが高い状態となっています。」という回答をさせていただきました。今回、この回答を補足する形で、実際の測定データを確認して参りまして、ここで改めて実測データを踏まえた修正を、評価書でさせていただきましたので、その説明をさせていただきます。該当する資料は資料5になります。赤字で補足させていただいておりますが、広瀬を含めまして、石和町河内、石和町東油川、これら3地点の測定結果で昼夜ともに環境基準を超過している状況ですので、この説明として「昼夜ともに環境基準を超過している主な要因として、日交通量が多いこと、夜間の大型車混入率が多いこと、車道端から観測点までの距離が近いことなどが挙げられる。」ということで補足させていただきました。参照とする情報としては、表8.2.3(2)、騒音の状況の調査結果（道路交通騒音）ですけれども、この中に車道端から観測点までの距離ということで、情報を追加させていただいております。それから、次のページの表8.2.4、自動車交通量の調査結果の中で、当初24時間のデータしかございませんでしたが、ここに昼間の情報、それから夜間の情報ということで3段書きで修正させていただきました。これらの情報を参照する形とさせていただきます。資料1の先ほどの回答に戻りまして、特に広瀬についての状況ですけれども、「日交通量は50,247台、大型車混入率は14.2%となっております。そのうち夜間については、交通量が6,397台、大型車混入率が33.2%となっております。このように、日交通量が多いこと及び夜間の大型車混入率が高いことが、広瀬の地点で昼夜の騒音レベルが高くなっている要因と考えられます。」ということで、回答させていただきます。

同じ6ページ、福原委員からのご意見ですけれども、これは先ほどの広瀬のところも含めまして、昼夜ともに環境基準を超過している理由ということで、今説明させていただいた内容で、補足させていただきます。

続きまして、8ページになりますけれども、CE017の福原委員からのご意見です。「低周波音について、環境省の手引き等に記載されているG特性の L_G で92dBという指標についての説明が必要。」というご意見に対して、前回の審議会の中で、環境省記載の基準値については、「交通機関等の移動発生源には適用しない」という環境省の手引きからの引用で回答させていただきました。これについての実際の評価書への反映ということで、資料6で低周波音の環境省の参照値の取扱いについて補足説明させていただきました。「なお、「低周波音問題対応の手引書」に記載される参照値「G特性音圧レベルで92dB」は、本手引書の中で「本参照値は、固定された発生源からの低周波音によると思われる苦情に対応するためのものであり、交通機関等の移動発生源とそれに伴い発生する現象及び突破・爆発等の衝撃性の発生源から発生する低周波音には適用しない。」とされていることから、整合を図る基準又は目標として採用しないこととした。」という形で補足させていただきました。

続きまして9ページ、CE016のご意見ですが、福原委員から低振動建設機械について、「どのような機械を想定しているのかを明確にする必要がある。」というご意見をいただきました。前回の審議会の中では「事業実施段階で使用可能な低振動型建設機械を確認し、工事への採用を検討する。」ということと、「確認した結果については、事業実施中及び実施後の手続において機種選定の経緯及び結果を明らかにする。」ということで回答させていただきましたが、これらの内容について実際の評価書への反映について、資料を用意して参りました。該当する資料が資料7と資料12になります。まず、資料7の8-3-29ページ、建設機械の稼働の振動の評価の記述の中に、赤字で「低振動型機械の使用にあたっては、事業実施段階で使用可能な低振動型機械を確認し、工事への採用を検討することとする。」と記述を追加させていただいております。それから資料12につきましては、第11章ということで新たな章を追加しまして、事業の実施中及び実施後の手続として、条例46条に基づきまして、中間報告書及び完了報告書の作成等の手続を行うということで、該当する環境影響評価項目の一覧を記載させていただいております。この手続の中で、使用可能な低振動型建設機械を確認しまして、工事への採用を検討した結果を明らかにしていくということとしております。

続きまして、9ページのCE020のご意見についてです。福原委員から、「振動の予測式について、選定根拠を明確にすること。」というご意見をいただいております。この回答といたしましては、前回の審議会の中で、ここに記載したような回答をさせていただきましたが、今回、実際の評価書への反映の記載として、資料7の8-3-5ページの内容で補足の説明等を追加させていただいております。ページの下、注)というところで、「建設省土木研究所の提案式は、計算が容易なため汎用的な手法であり、これまでの調査・研究の資料が豊富に蓄積され、他の手法に比べて検証が十分になされていることから本予測で採用した。また、騒音制御という学会誌で提案されている「道路交通振動予測計算方法」については、環境影響評価への適用及び検証がまだ十分ではないことから、本予測では採用しないこととした。」ということで、手法の選定根拠の補足説明をさせていただいております。

続きまして、資料1の11ページ、F006のご意見についてですが、湯本委員から「イシガメについて選定種とすべき。」ということで、「今回の回答を最終とする場合、イシガメを選定しない理由の評価書への記載が必要。」というご意見をいただいております。この回答として、資料8でイシガメについて予測対象種としなかった根拠ということで、説明をさせていただいております。資料8の8-8-25ページに、表の注釈といたしまして、イシガメを予測対象種としなかった根拠を記載させていただいております。「イシガメについては、確認位置付近の計画路線区域周辺にはイシガメの生息環境はなく、生息の可能性が小さいと考えられることから、予測評価の対象外とした。確認状況・生息状況等は以下のとおりである。」ということで、これらの根拠等を箇条書きで記載させていただいております。イシガメ以外の水域で生息が確認された種、コアジサシ、スジシマドジョウ、アカザ、チョウトンボ、これらの種についても、同様に予測評価の対象外とした理由について補足説明をさせていただいております。

続きまして、資料1の12ページ、E030のご意見についてです。大久保委員から、植物、特にここではマコモについて、ご指摘がございまして、「単に改変率が何%という割合の多い少ないではなく、繁殖力が強いなど生態的な特性も踏まえた表現にした方が良い。」というご指摘をいただいております。これについては、植物、動物も含めて全ての種を、こういった種の生態的特性や、工事内容との関連等を踏まえた表現の見直しをいたしました。該当資料が、動物については資料8の8-8-27ページ以降、植物については資料9の8-9-18ページ以降になります。特にご指摘いただきましたマコモについての修正内容ですが、資料9の8-9-22ページ、こちらがマコモの予測結果となっております。赤字で影響予測の方を見直しをさせていただいておりますが、この中で特に工事の実施については「工事の実施により生育環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、生育地の周辺には本種は広く分布し同質の生育環境も広く分布している。」や、「しかしながら、いずれも高架区間であり終日日影とはならない。また、通常実施する濁水対策措置により水環境の変化は最小限に抑えられる。」、それから道路の存在については「しかしながら、いずれも高架区間であり終日日影とはならない。濁川では河川内の橋脚設置部のみの生育環境の縮小であり、渋川では河川内に橋脚を設置しないため、生育環境の変化は最小限に留められる。本種は脆弱な環境を生育地とはせず、計画路線区域及び周辺の定期的な自然改変の中で広く分布している。」という形で種の特性や工事との関連、こうした観点から予測の見直しをさせていただいております。マコモを挙げてご説明させていただきましたが、その他の種についても同様の見直しをさせていただいております。

続いて、資料1の13ページ、E029のご意見についてですが、平林委員から、カヤネズミを例に、「動物の予測について、計画路線からの離隔距離が100mであることを根拠とする解釈は間違っているのではないか。影響はないと思うが、動物については表現方法の検討が必要。」というご指摘をいただきました。こちらについても、植物と同様に、種の生態的特性や工事内容との関連等を踏まえた影響の程度ということで、予測の表現の見直しをさせていただいております。カヤネズミの見直しについては、資料8の8-8-27ページとなります。工事の実施については、「計画路線区域及び周辺には、本種の繁殖場所及び採食環境となる草地在り存在するが、生育を確認した個所の直接改変はない。現地生息個所は河川敷のヨシ、オギ等イネ科草本の生育する個所であり、計画路線区域から約100m離れ

ており、工事による騒音、振動の影響はほとんど生じないと考えられる。工事の実施により、河川敷のヨシ、オギ等イネ科草本の一部が減少するが、減少個所は生息域となっていない。」、また道路の存在については「計画路線区域は、最も近接する笛吹川河川敷の主な生育環境から 100m 以上離れており、かつ通過はしない。蛭沢川、平等川の生育環境は橋梁で通過することから、道路の存在による生育域の分断等の影響は生じないと考えられる。」という形で、赤字で書いたような見直しをさせていただいております。カヤネズミ以外も同様に見直しをさせていただいております。

続きまして、資料 1 の 14 ページの E018 のご意見についてです。大久保委員から「オオフサモについて、草地に分類されているが水辺ではないのか。」というご指摘をいただいております。これは単純な記載ミスということで、資料 9 の 8-9-5 ページにありますとおり、表 8.9.5 の中の水辺の欄にオオクサモを記載を修正しております。なお、カワヂシャのカタカナの標記が間違っておりましたので、同時に修正をさせていただきました。

それから、資料 1 の 14 ページに戻りまして、E021 のご意見についてです。平林委員より、生態系の見直しの資料についてのご意見ですけれども、前回の審議会の中で「本日説明した資料のように準備書の内容に補足説明を記載し、分かりやすいものとする。」、それから片谷会長より「要点は本編に記載し、一部を資料編等に振り分けて記載すること。」というご意見をいただいております。前回の審議会の資料 3 について、要点は本編に掲載し、図表等については一部を図表集等に振り分けて記載するという形で、今回、資料 10 ということで評価書本編部分の見直しの形でお持ちしております。前回の資料から更に見直してきた部分を主に説明させていただきたいと思っております。

(事業者 川野氏)

まず、今、E021 についてご説明させていただきましたけれども、生態系につきましては、資料 1 の 16 ページの E023 まで続きますので、まずここまで、委員の方からいただいた意見への回答の話をさせていただいた後に、一括して資料 10 の中でどのように表現したかということをご説明させていただきたいと思っております。

まず、15 ページの E031、田中委員からいただいた意見で「どの部分が定量化されたかという点については、改変面積の変化の定量評価ということか。」ということと、「現況と事業実施後のハビタット若しくは植生の面積の変化がどのようになるかを定量評価したという説明であったと受け止める。それ以外に行ったことはあるか。」ということでした。これにつきましては、現況の定量的把握、いわゆる改変面積がどれくらいの割合を示すのかということと、定量的な保全措置の効果について見直しました。

次の E033 は、ご説明しました E031 と同じということで、16 ページの E023 でございます。鈴木委員から、前回の審議会でご提示させていただきました資料 3 の 15 ページの表 4.2.13 で、「A～C の各ブロックの 1 行目にそれぞれ「改変される環境は水田の一部であり・・・」という表現があるが、実際には A ブロックのみであるので、こういった部分の記載については丁寧に記載してください。」というご指摘でした。これにつきましても、生態系区分を細分化して検討した結果について精査して見直したということで回答させていただきます。

資料 10 に戻りまして、まず E021 ということで、前回の審議会の資料 3 について要点を評価書本編に記載するというご指摘でございます。この資料 10 自体は、準備書の生態系の部分を抜粋して取り込んだものです。ここに、ところどころ赤字になっている部分がございます。ここが前回の審議会の資料 3 に記載させていただいたものを抜粋し、追記したのになります。例えば、8-10-11 ページに、表 8.10.7 を追加させていただいておりますが、これは方法書で抽出した注目種・群集の候補の中から、最終的に注目種・群集を選定していく過程を表にしたものです。こういったものを掲載しております。予測のところで、例えば 8-10-32 ページですけれども、ここは河川・水田生態系の中での注目種ごとに見直した表ですけれども、生息・生育基盤の縮小、消失といったところにつきましては、今まで準備書では全体の面積に対しての改変面積ということでお話ししていた内容を、濁川や平等川など

で区切られる地区ごとにどういった状況になっているのか、それぞれについて付け加えさせていただきました。

次に E031 ということで、田中委員から承ったご意見について、8-10-45 ページ以降になるのですが、環境保全措置の検討で、地域を特徴づける生態系区分の全体面積、改変面積、改変割合以外に、A、B、C という各地区ごとの状況をまとめているとともに、8-10-46 ページには、今度はこれを生態系の各注目種・群集ごとにまとめたものを記載しています。また、表 8.10.22 に環境保全措置の検討を書いておりますけれども、生態系、ある部分につきましては、今回の事業の実施により、動物の移動経路の阻害といった影響が考えられますので、移動経路の確保としましてボックスカルバート等の設置、橋梁下部の利用ということを挙げさせてもらって、同じく 8-10-47 ページにはそういった環境保全措置を実施しない場合にどういった影響が出るのかということと、環境保全措置を講ずる場合にどのような効果があるのかということ、最終的にはこの移動経路の確保の効果は、資料編に別事業でのボックスカルバート等の利用事例を掲載させていただくこととなりますけれども、こういったものからこの移動経路の確保という対策についてはある一定の効果が望まれるということで記載しました。前回、法面等地形改変部の植栽についても触れてはいたのですが、複数案による検討をする中で、植栽といっても外来種を用いた植栽もあれば在来種を用いた植栽もあり、その 2 つの植栽の方法の違いによる効果を記載しました。具体的には、8-10-48 ページになるのですが、法面に植栽を施さない場合は、今回の事業による勾配であれば、じゃかご工や石張工といった法面保護工を行うこととなりますけれども、周辺植生と調和しないという状況が考えられることから、植栽は必要である。植栽につきましても、外来種を用いますと、生育は早いのですが、周辺からの植物の進入を阻害してしまい、単一種で覆われやすいということで、当然のことながら周辺植生と調和しないということから、こういった方法はいかなるものかということで、不採用とさせていただいております。在来種につきましては、今回の生態系の注目種の一部として取り上げた草地性チョウ類の吸蜜種や幼虫の食草に該当するものは、当然この地域の中に確認されているものでございます。そういった多種多様な花や実のなる植物を、地域の在来種を用いた植栽を行うことによって、生息基盤の回復が図られるだろうと考えております。最後に、同じく 8-10-48 ページに表 8.10.24 を掲載させていただいているのですが、これも各生態系と各地区ごとの面積、改変面積、改変率と、草地環境を創出した場合の面積とその効果を書いております。この資料の最後、ページを振っていないのですが、参考ということで、草地環境の創出面積の算出根拠を掲載しております。最終的には A3 版となりますので、もう少し字が大きく見やすくなると思いますが、地域を特徴づける生態系の色分けと、路線が少し見にくくなっていますが、法面緑化や道路の構造が分かる図面を入れているのですが、小さなブロックで法面の面積が算出できますので、こういった積み上げによって、先ほどの草地環境の創出面積を出しています。ということで、これを資料編に掲載します。生態系の、資料 1 の 16 ページ、E023 までの説明は以上です。

(事業者 轟氏)

続きまして、資料 1 の 16 ページ、E019 のご意見についてです。大久保委員より、前回の審議会の資料 2 にあります在来草本種による植栽についてご指摘をいただいております。「外来種は播種しないように、特にオオキンケイギクなどは蒔かないこと。」というご意見をいただいております。これに対する回答としましては、「生態系に配慮した法面植栽の検討及び保全措置の効果の確認結果を事後の事後の手続の中で明らかにします。」と、これについては本日の資料 12 で、「事業の実施中及び実施後の事後の手続」を評価書に記載することで対応したいと思っております。

続きまして、資料 1 の 17 ページ、E020、早見委員からのご意見として、「単一植生は特定の昆虫が大発生する等、周辺住民の生活に支障をきたす場合がある。在来草本種といっても、複層的な植栽となるよう検討すること。」というご意見をいただいております。これにつきましても、先ほどの大久保委員のご意見と同様に、生態系に配慮した法面の植栽や保全措置の効果の確認結果を、事後の

手続の中で明らかにしていきたいと考えております。

続いて、景観に関するご意見ですけれども、18ページ、CE003、石井委員からのご意見で「どのような景観を日常気にしているのか」というものが、アンケートなどで調べられていない。」というご意見がありました。前回の審議会の中で、景観においては、方法書に対する住民意見を踏まえて日常的な視点場の地点選定を行っているということで、準備書についての意見概要及び見解の11ページにも記載したとおり、準備書に対する住民意見を踏まえまして、参考検討として、構造物の存在や構造が明らかになる地点6箇所を視点場として新たに選定して、フォトモンタージュ法により景観の変化の程度を把握しております。この参考検討のフォトモンタージュの結果につきましては、前回の審議会の中でも提示させていただいておりましたけれども、今回、資料11ということで、若干見直したフォトモンタージュの結果を用意してございます。それは後ほど説明させていただくとしまして、こちらの「どのような景観を日常気にしているのか調べられていない。」というご意見の回答といたしまして、方法書意見を踏まえた視点場の選定、それから準備書の住民意見を踏まえて選定した追加の日常的な視点場、これらの地点選定の経緯について、評価書資料編に記載するというので、評価書資料編の修正を、この資料11に添付しております。179ページ、それから180ページの左側は、現在の準備書の資料編に記載してある内容そのままになりますけれども、現在の準備書に記載している日常的な視点場3地点の選定経緯、選定理由になります。それに加えて180ページの右側で、新たに追加した6地点の日常的な視点場の選定の理由をまとめさせていただいております。6地点の視点場について、視点の内容、視点場周辺の地域特性・景観特性、周辺の状況や景観の視対象となる山並みなどの対象、そういったものを整理しております。181ページは追加した6地点の位置図になります。地点の選定の経緯についてはこのような形で評価書の資料編の方で反映していきたいと考えております。

続いて、景観に関して、資料1の20ページになりますが、E028のご意見、前回提示させていただきました資料2について、「フォトモンタージュを作成するにあたり、通行車両を考慮したものを作成しスケール感を伝える必要がある。」と、それからフォトモンタージュに記載したフェンスについても同時にご指摘いただきました。この対応としまして、今回お持ちした資料11の中で、通行車両を追加してございます。それに合わせまして、小曲町のフォトモンタージュについては、盛土法尻部への管理用フェンスを追加しました。フォトモンタージュにつきましては資料12の2ページから7ページ、6箇所の将来の風景について、実際に通行する車両のイメージでトラックや小型車を追加してございます。管理用フェンスにつきましては、2ページの①甲府市小曲町のフォトモンタージュ写真の中で、法尻部の管理用フェンスを追加してございます。

続きまして、資料1の21ページ、E013のご意見です。早見委員から「年数を経た時に、景観がどのように変化していくのか。考慮が必要。」というご意見をいただきました。これにつきましては、景観に係る環境保全措置の実施状況及び景観の経年変化を事後の手続の中で明らかにするというので対応したいと考えております。これにつきましては、本日の資料12の「事業の実施中及び実施後の手続」の中で評価書に記載することで対応いたします。

資料1の説明については以上です。

(事業者 名取室長補佐)

本日お持ちした資料についての説明は以上でございまして、2点ほど補足してご説明させていただきたいと思っております。

まず、準備書の「8.13 廃棄物等」ですけれども、準備書の8-13-1ページの中ほどに、「なお、建設汚泥については場内での脱水処理等による減量化を行い、再利用を図ることから、予測項目から除外した。」という記載がありますけれども、本事業につきましては、現在のところ、建設汚泥が発生するような工事自体を予定しておりませんので、評価書ではその旨修正していきたいと思っております。

もう1点ですけれども、「8.5 地下水」の水位の項目でございまして、事務局から水位の考え

方に問題があるのではないかという旨の指摘を受けております。これにつきましては、事務局の指示に従って、内容を修正するとともに、今後、詳細な設計に先立ちまして、地質調査を行う予定となっておりますが、そのボーリング坑の一部を観測用に残すなど、観測を行いながら工事を実施する旨を評価書に明記していきたいと考えております。

本日の説明は以上でございます。

(片谷会長)

ありがとうございました。大分たくさんご説明をいただいたわけですが、現在まだ案の段階なのですけれども、最終的な評価書に盛り込む内容をそのまま資料として出していただいておりますので、具体的な確認がしやすい状況にはしていただいたと思っております。

それでは、確認のため、ご意見をいただいた担当の委員の方々に、順番に確認をお願いしたいと思います。ご発言いただいた以外の委員の方で、質問等がある場合には、随時、手を挙げてご発言ください。

それでは、資料1の頭の方から参りますけれども、まず最初、福原委員、計画交通量の件ですが、よろしいですか。

(福原委員)

こういう考え方でやっていただいたということで、よろしいと思います。

(片谷会長)

それでは、次に2ページから連続して工藤委員のご質問、ご意見ですけれども、5ページのE051まで続けておりますが、これらについての工藤委員のご意見をお願いします。

(工藤委員)

大量の質問によく答えていただいたと思いますが、一部、自分で消化しきれていない部分がありますので、また後ほど伺います。

(片谷会長)

それでは、工藤委員のところはペンディングとさせていただきます、次に5ページに福原委員のご意見がございますが、面的な予測結果の追加のところですが、いかがでしょうか。

(福原委員)

基本的にはOKだと思います。

(片谷会長)

この図で、少し気になったのが、等音線に数値が入っていないところがあったような気がします。資料4の図2(1)、図2(2)で、追加していただいた等音線の60dBの線の外にある線は何でしょうか。あるいは次の(3)も55dBだけ書かれていますが、一番外の線は何でしょうか。

(事業者 轟氏)

補足いたします。大変分かりにくい表記で失礼いたしました。分かりやすいところで、図2(5)を見ていただきますと、太い線と細い線がございます、太い線については5dB刻みになります。55dB、60dB、65dBとありますが、細い線はその間の2.5dB刻みということになります。そういうことですので、細い線についてはここではdBの表記を省略してしまっていたのですけれども、評価書記載時には分かりやすいように修正したいと思います。

(片谷会長)

通常、dB 単位の数字は小数点以下を記載しないので、57.5dB と書くと、また別の誤解を招く可能性もありますから、福原委員、どうしたら良いでしょうか。

(福原委員)

この場合の例として、仮に 55dB、60dB の線があつて、その間に細い線があれば、大体半分くらいだと分かる。両方を付けていただければ良いのではないかと思います。

(片谷会長)

例えば、図 2(2)は外側に太い線がないので、細い線が示す意味が分かりません。これは事業者側で、凡例をつけるなど、工夫をお願いします。表記上だけの問題ですので、それほど重大ではありません。

資料 1 に戻りまして、また福原委員のご意見ですが、6 ページの 2 つのご意見に関してはいかがでしょうか。

(福原委員)

前回に比べて随分、より表現が明確になってきているので、私はこれで良いのではないかと見ております。

(片谷会長)

続いて福原委員、8 ページから 9 ページにかけて、空気振動や振動に関するご意見ですが、いかがでしょうか。

(福原委員)

この辺りも一歩前進した表現となっておりますので、「了」としなければいけないという気はしております。それから、ジョイント部から云々ということについては、知事意見の中に書かれていますので、あとで議論になると思っております。

(片谷会長)

11 ページにいきまして、湯本委員のイシガメに関する意見についてはいかがでしょうか。

(湯本委員)

一番最初に、資料 8 (8-8-25 ページ) に「イシガメの生息環境はなく」と書いてあつて、その下に箇条書きのものがあるのですけれども、県内のカメはこの 4 種なのですね。そうすると、他のものがあるところで、イシガメが確認されなかったから「いません」とはなかなか言いにくいと思うのです。ですから、「イシガメの生息環境はなく」と言い切ると、ではその生息環境というのは何なのかというのが出てくるのではないかと思います。「可能性が小さい」ということで、下の方の説明もあるのかもしれませんが、「この地域で確認されなかった」と言っても、「生息環境はない」と言い切るのは難しいのではないかと思います。

(片谷会長)

何か適切な修正のアドバイスをいただけますか。

(湯本委員)

そうしますと、この表現を取るということですね。

(片谷会長)

「生息の可能性は小さい」という表現は残して、「生息環境はなく」という表現は入れない方が良いということですか。

(湯本委員)

他のものもいますから、そんなに大きく生息環境が違うものではありませんので、「ない」と言い切ってしまうと、どうしてなのかという疑問が出てくると思います。

(片谷会長)

そうしますと、生息が確認されなかったことを書けば良いですか。

(湯本委員)

はい。

(片谷会長)

はい、では、(株)長大さん、よろしいですか。「生息が確認されなかったことから生息の可能性は小さい」という程度が適切であろうという湯本委員のご助言ですので、文言はお任せしますが、そういった趣旨に修正してほしいというご意見です。

それでは、次にいきまして、12ページ、佐藤委員のご意見です。前回、佐藤委員がご欠席でしたので、この中に具体的な佐藤委員のご意見と、直接それに対応する回答という形では書かれておりませんが、佐藤委員から何か今日、佐藤委員の専門分野に関連する回答がいくつかあると思いますが、ご意見をいただけますでしょうか。

(佐藤委員)

知事意見の方で、意見を申したいと思いますので、ここはこれで結構です。

(片谷会長)

次に、大久保委員のご意見ですが、いかがでしょうか。

(大久保委員)

はい、結構です。

資料9の8-9-5ページ、表8.9.5に植物の調査結果の概要が書いてありますが、見たものをそのまま書くのではなく、水辺の環境なら水辺の環境、草地の環境なら草地の環境の中で、全部挙げないで、「等」とありますから、特徴的なものだけを書いた方が良いのではないかと思います。例えば、水辺の環境の中に、「アキノエノコログサ」や「メヒシバ」とありますが、これは水辺よりも草地の方ですから、これはカットしてしまってはどうでしょうか。概要ですから、特徴が分かれば良いのです。あとは結構でございます。

(片谷会長)

今、大久保委員からご助言がありましたので、評価書に反映するようご検討ください。何か今、ご回答いただくことはありますか。よろしいですか。

それでは、資料1に戻りまして、今日は平林委員がご欠席ですけれども、事前にご意見はいただけてますか。

(事務局 土橋主査)

平林委員から、骨子案を送って確認していただく中で、基本的には特に問題はないということで、メールをいただいております。

(片谷会長)

ありがとうございました。基本的には了解ということですが、平林委員のご意見に対する対応、回答内容について、他の委員から何かありましたら承りますが、よろしいでしょうか。では、特にご意見はないようです。

大久保委員、次のページ、オオフサモが移るのは、これはこれでよろしいですね。

(大久保委員)

はい、結構です。

(片谷会長)

次は平林委員で、これも確認済みということですが。

15ページにいきまして、田中委員のご意見に対する回答について、事務局、何かありますか。特に出していませんか。これは、記載の振り分けというような話ですので、今回はこの回答で承りましたということにしたいと思います。

16ページにいきまして、鈴木委員からの細分化、ブロック分けの説明の件ですけれども、鈴木委員、いかがでしょうか。

(鈴木委員)

これで結構です。

(片谷会長)

続きまして、大久保委員のご意見ですが、回答は資料12で一括されているのですけれども、これでよろしいですか。

(大久保委員)

はい。

(片谷会長)

早見委員はいかがでしょう。

(早見委員)

結構です。

(片谷会長)

そうしますと、あとは石井委員からの景観に関するいくつかのご指摘に対して、新しい回答も出てきましたが、石井委員の関係する全ての意見について、まとめてご発言いただきたいと思います。

(石井委員)

前に比べると大分良くなったと思います。表6.4も追加していただいて、その中に書いてある内容もちょうど申し上げていたような意味合いで書いてくれるということで了解できるのですが、前にも少し言ったのですけれども、だからこそなぜ全て盛土での検討しかならないのかということがどうも引

っ掛かります。やる、やらないは別にして、例えばこのフォトモンタージュを出していただいている、8ページの法面の対策効果ですが、大して変わっていないのですね。生態系としては変わるのかもしれませんが、繋がりや、農地の広がりに対して、この先、回避だとか代償とかやりようがないのですね。その先どうするのだろうかということが、この絵まで描いてしまって、「でもどうにもなりません」という言い方をするのか、よく分かりません。影響評価をして、「他にこういうやり方があります」ということを述べるはずなのに、「もうこれ以上やりようがないです」と、6ページを見ていただければ分かるのですが、農地の広がりや山の連なりが何もなくなってしまうのですね。何のために検討しているのか、全然分からなくなってしまう。資料が良くなれば良くなるほど、そういったことがはっきりする。どうするのでしょうかと逆に私の方から質問したいくらいですが、資料としては良くなっていると思います。

(片谷会長)

少しまとめにくいご意見なのですけれども、橋梁の橋脚の形状に対する対策はされていますね。

(石井委員)

そうですね。桁高を変えるところという風に抜けが良くなると、形式を変えただけでこれだけ風景が違うわけですから、盛土と高架では全然違うと思います。

(片谷会長)

結局、盛土をかなり近くから見た場合、後ろにある山が隠れる。今回、車の絵を入れていただいて、大分現実的なイメージになったわけですが。

(石井委員)

前回、しつこくご質問したのは、風景の構成、景観の構成という話をされていて、構成とは何かということを知りたいのですが、今回のこの絵を見ていただいて、この構成が何なのかということを知りたいと思います。表6.4のところで、「広がり」「連なり」と書いていただいているのですが、甲府盆地の真中に立ったとき、尾根がずっと幾重にも入っていて、その間に扇状地の傾斜地が見えるというのが盆地の風景の特徴ですので、こういうのが景観の構成だと、その辺りをどういう風にこの先やっていくのかということの評価書できちんと何らかの形で述べていただくということになると思います。

(片谷会長)

では、これにつきましては知事意見の中で、景観の変化をどう評価して、どう保全するかということをもう1歩踏み込んで、明確に示していただくことを盛り込みましょう。景観に関するコメントは今も入っているのですが、もう少し具体的に記載するというご意見をいただきたいと思います。

(福原委員)

前回、私が特にトラック、コンテナ車など、大きいものを入れた方が更に良いのではないかと述べたので、それらを入れていただいて、違和感があるのが余計にはっきりと分かります。もう1つここで気が付いたことは、例えば高架にしても盛土にしても、見たときの感じが全て直線ですけれども、コンサルの方はよくご存知だと思いますが、特にヨーロッパのドイツ圏などでは高速道路にしても何にしても、どうやったらなるべく曲線を盛り込めるか、色々検討して、そうすると尾根の稜線など、他と少しずつマッチしてくるのですね。やはりそういうデザイン性といいますか、従来の日本のやり方だけに限らず、何か新しい発想を、特にこの山梨という自然豊かなところで、1つの参考として、もっと検討の余地があるのではないのかという気がしています。

(片谷会長)

今のご意見は要するに、桁の下側をカーブにするということですよ。路面はカーブできないですから。

(福原委員)

もちろん、ですから擁壁とか、法面の凹凸などの形状とか、少し工夫するだけで、随分優しい感じに、僕はいつもヨーロッパなど行ったときに、痛切に感じているのですが、日本はなかなかそういうものが反映されないので、コピーしろとか真似しろということではないですが、何かもっと優しいデザインにできるのではないかと思うのです。それだとか、例えば法面についても、僕は専門が別なので分かりませんが、植栽の種類などを微妙に変えることによって、もっとバックと調和するようになるのではないかという気がしています。

(片谷会長)

いずれにしても知事意見の中で、石井委員のご意見の要点を反映していただくということになりますので、事業者の皆様方は今の福原委員のご意見も含めて、ご検討をお願いしたいと思います。確かに曲線の要素が増えれば、刺激としては弱まりますよね。ですから、そういう工夫もできるだけ盛り込んでいただくということを要望としてここでは申し上げておいて、知事意見には先ほどの石井委員のご意見の要点を入れていただくようにお願いします。

それでは、これに関連するご意見だったと思いますが、早見委員からも景観に関するご意見がありました。いかがでしょうか。

(早見委員)

僕の場合はこの植栽したものがどう変化していくのか、どう管理していくのかということがあったので、例えば在来種を植えた中で、それをどう維持管理するか、管理の仕方を間違えると結果的には意味のないことになったり、それから多分、樹木等が入ってくるのであれば、それによって見え方が大分変わってくるとか、むしろ工事というよりは管理の仕方の方かもしれませんが、そういったこともぜひ考慮に入れていただきたいと思います。一応、文としては簡単に、「実施中、実施後もこんな風にやる」と書いてあるのですが、その辺りの具体性を持った取り組みをしていただきたいと思います。

(片谷会長)

今の早見委員のご意見の趣旨は、植物を用いた景観の保全ということですので、植物は生き物ですから、ずっと同じ色で同じ格好をしているわけではないので、維持管理が適切でなければ、景観も変化してしまう。それをどう防ぐかということ、保全措置の中に盛り込んでいただくという趣旨だと思いますので、景観に関連する意見として入れていただくようにしましょう。

それでは、ペンディングにしていた工藤委員のご意見を伺います。

(工藤委員)

気になったのが、資料1の4ページのCE023の対応ということで、資料3の8-1-11ページ以降があるわけなんですけれども、図8.1.4(2)の下に、「ブルーム式、パフ式」、「気流の乱れ」という解説を書き込んでいただいているのですが、この文章はおそらくマニュアルをそのまま引用したのではないのでしょうか。なので、この表現が読んでいる人の方を向いていないという印象があって、取ってつけたような感じがするのです。そうではなくて、この資料1の解答欄に書いてあるようなことまで書いていただきたい。「対象となる地域にはこういう構造物があって、気流の乱れが想定されるけれど、予測手法としてはこういう複雑な変化に対応する予測手法は確立されていない。ただ、道路マニ

ュアルでは、オーソライズされたものとして、こういうものが記載されているので、それを適用する。」といったような、もう少し親切な書き方をしていただければ良いのではないか。この方法を採用したこと自体に異論があるわけではなくて、それに至ったプロセス、考え方をもう少し親切に書いていただければと思います。

(片谷会長)

私も似たような印象を受けていまして、むしろ本文としては、この資料1のCE023の解答欄に赤字で書いてあるようなことを書いていただいた方が良くて、この道路環境研究所のマニュアルや土木技術研究所の報告書に書かれている内容は脚注にでもしていただいた方が、より説明としては飲み込みやすい形になると思いますので、工夫していただければと思います。道路周辺の複雑な状況を全て細かく再現するには、通常の予測モデルではできないというのは事実で、それを通常はプルーム・パフモデルの拡散幅の設定や煙源高さの設定で調整しているというのは、他の案件でもよくやられていることですから、この趣旨自体は間違っていないので、あとはそれをどう分かりやすく説明するかということだけですので、今の工藤委員のご指摘に沿って、評価書を出される時には、もう1歩、修正をお願いしたいと思います。

工藤委員、他の件はいかがですか。

(工藤委員)

結構です。

(片谷会長)

それでは、ひと通り伺いました。これで出揃いましたので、あとは知事意見骨子(案)を事務局からご説明していただいてから、それに関わるところでもう少し追加のご意見がある方もいらっしゃると思いますので、その段階でもう一度承りたいと思います。

それでは、事務局から知事意見骨子(案)の説明をお願いいたします。

(事務局 依田課長補佐)

それでは、知事意見骨子(案)についてご説明させていただきたいと思います。

まず、「新山梨環状道路東区間環境影響評価準備書に対する知事意見骨子(案)について」というA4の1枚紙を見ていただきたいと思います。この資料は知事意見骨子(案)のポイントを示したものです。まず、経緯について若干、ご説明させていただきたいと思います。公聴会が7月10日に開催されまして、6名からご意見をいただいております。技術審議会についてはこれまで、3月2日と6月15日の2回、開催しておりまして、今回が3回目になります。8月13日にもう1回開催させていただきたいと考えております。意見提出期限が9月7日となっております。

それでは、知事意見の概要ですけれども、まず全般的な事項としては、1番、複数案の中から計画路線に決定した検討経緯を明らかにすること。これは、PIの過程で、地域住民に4つのルートが示されておりまして、その中から1本に絞った経緯の説明を求めるものです。次に、学校等の施設、希少動植物の生育・生息場所等、特に影響を受けやすい保全対象等と計画路線の位置関係を明らかにし、保全対象ごとに環境影響の程度及び環境保全措置を取りまとめ、検討経緯を含めて評価書に記載すること。これは、準備書の段階で路線の詳細が決まりましたので、例えば学校などの影響を受けやすい施設との関係が明らかになりました。そういったところを距離や位置関係を明らかにして、環境保全措置を検討してほしいというものでございます。3番、工事用車両の通行台数の算出根拠を明らかにすること。これは北区間からの搬出、搬入台数が多くなりますので、その台数の根拠を明らかにしてもらいたいということです。4番、接続する主な幹線道路との複合影響を考慮すること。これは主に北区間、あるいは国道20号との複合影響ということになります。5番、他事業からの残土の受け入

れによる2次的な土壌汚染を防止するための管理体制等を明らかにすること。これは北区間から大量の残土が搬入されます。その残土により土壌汚染が起きないように、管理体制等を明確にしておいてほしいというものです。環境影響の程度については、現在の状況を明らかにした上で、環境保全措置の実施前後を比較すること。

次に、個別的な事項に移ります。1番、工事より発生する濁水や排水に関わる水質汚濁を環境影響評価の項目として選定すること。現状、水質汚濁に関する項目がありませんので、それを改めて求めるものです。2番、北区間との接続部で確認されている希少動植物種の保全対策については、北区間で行う環境保全措置を妨げることをないよう連携すること。これはミゾゴイとオオムラサキが北区間との接続部で確認されておりますので、北区間の工事で行う保全措置の妨げにならないよう求めるものでございます。3番、生態系の環境影響評価については定量的に行った上で、環境保全措置を講じる場合と講じない場合の生態系区分の変化の程度をそれぞれ明らかにすること。これは先ほどもご確認いただいた内容になります。4番、景観への影響については、地域住民等の視点に立った予測地点を選定すること。こちら、公聴会などでも指摘されておりますように、準備書の写真が影響が分からなかったため、近景から、普段の景観を視点に取り入れていただきたいと思っております。申し遅れましたけれども、後ろの方にカッコでローマ数字や数字が示してありますが、知事意見骨子(案)の本文の中の意見番号となります。最後の5番ですが、温室効果ガスについては、自動車の走行に伴う排出量と工事に伴う排出量を定量的に把握すること。温室効果ガスの算定を改めて求めるものでございます。

それでは、本文の中身に入っていきたいと思っております。中綴じの「環境影響評価準備書に対する知事意見の骨子(案)」をご覧いただきたいと思っております。事務局からは全般的な事項について概要を説明させていただきまして、個別的な事項についてはお手数ですが、先生方それぞれのご専門の立場からご確認いただければと思っております。「1. 環境影響評価準備書手続中に新たに情報提供を行った資料の取り扱い」、これは準備書の縦覧後、新たに情報提供を行った資料については、原則としては全て評価書に記載していただきたいと思っております。「2. 事業計画 1) 計画路線決定までの経緯」、これは、P Iの際にルートに対して4案が示され、その資料が公表されております。そういった中で住民意見をどのように反映したのか。あるいは複数ルートから概略計画に絞り込んでいった経緯はどうであったのか。それから、方法書の概略計画から準備書の計画路線を決定する際にどのような検討を行ったのかということを示していただきたいというものです。次に、「2) 道路構造等」、盛土や高架等の道路構造、あるいはそれらの規模、路面排水の方法や路面舗装の種類などにより環境影響の程度が異なってきます。現段階では詳細は分からないにしても、想定しているものを明示していただきたいと思っております。「3) 対象事業の部分供用について」、この事業は工事が長期間にわたることが予想されます。暫定的に供用を行う場合には、環境影響を把握することが主務省令で規定されております。現段階で部分供用に関してどのような考え方をしているのか、それを示した上で、部分供用をする場合には、供用による環境影響の程度及び環境保全措置の必要性について検討し、その結果を事業実施中の手続で明らかにするとともに、事後調査を行うことを評価書に記載していただきたいと思っております。「3. 特に影響を受けやすい施設等の把握」、準備書においては計画路線が詳細に示されております。こうしたことから、計画路線と特に影響を受けやすい保全対象、病院や学校、あるいは希少動植物の生育・生息環境の位置関係を下にあります記載例のような形で明らかにすることを求めています。それから、それぞれの保全対象について環境保全措置を取りまとめ、評価書に記載していただきたいと思っております。「4. 予測条件の整理」、これは車両の通行台数に関わるものです。予測条件となる土砂の搬入・搬出に係る工車用車両の台数については、どれだけ土が出るのか、残土の発生量、土砂を受け入れる量の算定根拠を明確にした上で台数を算定すること。特に北区間からの搬入が多い地点については、搬入車両等の通行の状況が明確になるよう記載を工夫することを求めています。「5. 土地利用の変化の反映」、方法書知事意見において、土地利用状況を把握して、それを準備書に反映させることを求めましたが、それがどこに書いてあるのか、反映箇所が容易に確認できません。修正した箇所

ついては一覧表で追記していただきたいと思います。また、準備書の予測等で用いている図表等が現在の土地利用と異なっているものについては、現況に合わせた修正をしていただきたいと思います。

「6. 環境影響評価の手法の選定」ですけれども、手法の選定については、方法書においては「調査、予測位置及び手法は、事業計画策定後に決定する」と記載されていますけれども、準備書の表7. 2. 1「手法の選定理由」が方法書のままとなっております。この部分を具体的に分かりやすく記載するなどして、評価書では更新していただきたいと思います。「7. 環境影響評価項目の追加」、方法書知事意見で環境影響の把握を求めた項目については、再度、選定するように、準備書知事意見でも求めたいと思います。それから、準備書に環境配慮事項として記載してあるもののうち、予測、効果の検証が行われていない項目については、評価書にその検討の経緯を記載していただきたいと考えます。それから、PIにおいて事業者が述べている対象事業の効果、これは具体的には騒音環境の改善や、CO₂排出量の減少ですけれども、その具体的な内容を明らかにするよう求めているものです。「8. 予測対象時期の選定」、予測対象時期を「工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期」、「工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期」などとしていますが、その時期においてどのような工事がされているのか、車両の通行台数が何台であるのか、そうした予測の基礎となる部分を評価書において明らかにすることを求めるものでございます。また、供用後は、準備書の8-1-25 ページに平成42年の計画交通量を用いることが記されておりますので、表7.2.1に具体的な交通量等を記載することを求めています。次に「9. 環境保全措置の検討」、これは北区間や国道20号等の接続する幹線道路について、事業計画、将来交通量、利用状況に係る基礎的な情報を整理・勘案した上で把握し、環境保全措置の検討を行うよう求めています。また、以下は、これは主に希少動植物に関するものですが、関連事業で実施される環境保全措置に悪影響を及ぼさないように連携していただきたいと思います。続きまして「10. 残土受け入れに伴う土壌汚染の防止」、主に北区間から大量の残土を受け入れることが想定されています。2次的な土壌汚染を防止するために、管理体制の指針及びマニュアル等により工事請負業者に周知徹底する旨を評価書に記載していただきたいと思います。また、残土の仮置場を設置する場合は、設置前に土砂の管理及び濁水対策等について対応方針を明確にし、関係機関と協議することを求めています。次に「11. 評価（事業者が設定した基準又は目標値に満たない環境影響の取り扱い）」、準備書において、事業者が環境基準等を「基準又は目標値」として適合状況を確認した環境影響評価の項目については、次の1) から3) まだが明らかになるように、検討していただくことを求めています。「1) 現在の環境の状況との比較」、ただ単に基準以下であるということでは済まずののではなくて、対象事業が及ぼす環境影響の程度について、現在の状況を明らかにした上で、環境保全措置を実施する場合、実施しない場合の環境影響を比較検討していただきたいと思います。「2) 環境影響がない又は環境影響の程度が極めて小さいと判断した経緯の明確化」、都市計画決定権者が環境影響の程度が「環境基準未満である」ことを理由に「影響はない」と判断した地域であっても、現況から乖離する地域もございまして。そうした地域については、「環境影響がない又は環境影響の程度が極めて小さいと判断」した理由を具体的に評価書に記載していただきたいと思います。「3) 事後調査の実施」、上記2) に該当した場合、現況からの乖離が大きいような場合ですけれども、そうした場合には事後調査を実施して、事業による環境影響の程度を明らかにした上で、環境保全措置の必要性を検討し、その結果を明らかにすること。これに関連して、追記のような形で、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避又は低減することを求めている環境影響評価法第3条の主旨を尊重するよう求めています。それに加えまして、環境基本法第16条に定められた「環境基準」は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい」基準として定められたものであり、そのレベルまで地域住民に許容させるものではないことが添えられております。「12. 分かりやすい資料の作成について」、第5章から第6章に都市計画決定権者の見解が記載されておりますが、記載内容に具体性が足りないように感じられます。また引用や参照している部分についても特定が容易ではありません。環境影響評価手続は住民に対して事業の影響を説明するためのものでありますので、地域住民等に分かりやすい資料となるよう、次

の1)から3)について配慮するよう求めております。1)については、第6章に記載した見解に、環境影響の予測及び評価の結果を引用することにより、見解の部分で概要が、それを見れば分かるようにしていただきたいと思っております。2)は、専門用語には注釈をつけていただく。参照部分には参照ページを記載する。3)は、住民説明会等で配付するパンフレット等については、分かりやすい内容となるよう配慮していただきたいと思っております。全体的事項の最後になりますが、「13. 専門家の助言」、準備書は専門家の助言が概要のみの記載で、詳細が分かりません。もう少し具体的な内容を記述しまして、その助言に対してどのような検討、あるいは反映を行ったのか、できるだけ具体的に記載するよう修正を求めるものです。あわせて、可能な場合は専門家の所属氏名を書くように求めております。

以上で全般的事項の説明を終わります。個別事項につきましては、それぞれ委員の先生方にまたご意見をいただきたいと思っております。以上です。

(片谷会長)

ありがとうございました。かなりボリュームがあり、骨子の段階でこれだけボリュームがありますので、これに更に文章が加わると、かなり分厚くなりそうですね。

(事務局 依田課長補佐)

一応、骨子ということになっているのですが、「骨子」が取れた段階で、それほどボリューム的には変わらないと、今のところフルに記述をしてある状態です。

(片谷会長)

大体これくらいのボリュームが最終的にも想定されているということです。

では、ご意見を承りたいと思っております。全般的な事項という部分には、特にこの審議会で議論していないことも含まれているわけですし、例えば方法書段階での知事意見にどれだけ対応しているかというようなことは事務局でチェックしていただいて、それがこの意見の中に盛り込まれていますので、ここでは特に今まで議論しなかったことも含まれています。それから、庁内の様々な会議で出された意見も反映されているものがあるわけですので、特にこの全般的事項に関しては、この審議会の議論の対象ではないものも入っているということをご理解いただいたうえで、まず、この全般的事項に関してのご意見を承りましょう。

1つ、気になりましたのが、全般的事項の一番最後、専門家の助言ですけれども、最後の行に「可能な場合は」と書いてありますが、これはよほど特別の場合を除けば、記載していただかないと、その専門家の意見の信憑性が確認できませんので、「可能な場合は」ではなくて「原則として」としていただかなければならないと思っております。本来、専門家の意見を聴取される場合には、図書に所属と氏名を記載されることの了解を取ったうえで、意見を聴取していただかないといけませんので、よほど特殊な事情がない限りは、記載していただく必要があります。もし記載できない場合には、なぜ記載できないのかを記載していただくことが必要です。基本は書くものである。そうしないと本当に専門家かどうか分かりません。

(事務局 土橋主査)

専門家の意見の部分につきましては、そういったところがありまして、これまでずっとかなり強かったのですが、今回、表記としては「可能な場合は」としていますが、基本的には書いていただくということはこれまでと変わっていないので、その部分につきましては、今、現段階ではこれに答えるような感じで、最終的には調整を取っていきたいと思っております。

(片谷会長)

お願いします。

いかがでしょうか。特にご意見が出ないようですので、基本的には書かれているとおりで良いのですけれども、やはりこの道路は北区間と繋がりますので、北区間の方が若干アセスが先行している状況ですけれども、異なるコンサルタント会社が担当されているわけですね。そうしますと、やはり整合が確実に図れるのかというところが、こちらとしては気になる事項ですので、ぜひ密な連絡を取っていただいて、事業者の本体としては連絡が取られているのかもしれませんが、請け負われているコンサルタント会社は異なる会社であるがために、なかなか的確な情報共有ができてにくい面もあると思うのですけれども、難しい点があるということは予想いたしますが、最大限努力していただいて、整合を図っていただきたい。書面上はこれで良いのですけれども、事業者がいらっしゃいますので、この場でお願いしておきたいと思います。

それでは、他の委員の皆様からご意見が出ないようですので、個別事項について、特に順番は定めませんので、ご専門の分野に関する記載で、不足しているもの、あるいは逆に過剰で削除した方が良いというものもあるかもしれませんので、ご意見を承りたいと思います。

先ほど、佐藤委員からこのところでご発言されるということでしたので、お願いいたします。

(佐藤委員)

8ページ、9.4)のa)で、北区間と同様に猛禽類の生息が確認されているので、特にオオタカについては、継続調査の必要性は、年々、繁殖状況は変わりますので、非常に重要なことだと思います。北区間と同様に、ここにも「環境保全措置を妨げることがないよう」と書いてありますが、分かりにくいので、もう少し具体的な表現の方が良いと思います。事業者同士連携して、北区間と同様に継続調査の必要性について、オオタカも一緒に入れていただきたいと思います。

(片谷会長)

今の件については、最終案に入れていただくようお願いいたします。

(鈴木委員)

関連して、概要のところ、個別的な事項の2.に書いてあるのですが、「北区間で行う環境保全措置を妨げることがないよう連携すること」という表現になってしまいますと、北区間が優先されるイメージ、(北区間に)従えというイメージですので、概要は「環境保全措置と連携すること」くらいの方が適切かと思います。骨子案はこれで良いと思うのですが、こう書くと少し強すぎるという印象がありますが、いかがでしょうか。

(片谷会長)

こちらの1枚紙の方ですが、これは記者発表資料ですか。

(土橋主査)

そうですね。表に出す時や、内部で説明する時に、今のところ使う予定です。

(片谷会長)

そうしますと、そういったところに使われるということですから、鈴木委員がおっしゃったように、なるべくネガティブな表現は控えて、それこそかつての環境に関する法律にあった「経済発展を阻害しないように環境保全措置をなさい」という例の問題の事項と同じような趣旨に受け取られてしまう懸念がありますので、そうではないということが分かるように、「連携」や「整合性」といった文言にさせていただいた方が良いと思います。

(事務局 依田課長補佐)

ご指摘のとおり修正します。

(片谷会長)

お願いします。それでは、他のご意見を承ります。

1つ確認させていただきたいのですが、工藤委員にご意見をいただきたいのですが、5ページの大気汚染単独の項目ですけれども、気流の変化の影響を「短期濃度予測により明らかにすること」とありますが、これだけを短期予測で出すということは、どういうエリアを想定されているのでしょうか。構造物、高架や盛土が延々と続きますので、場所を特定しないと膨大な計算量になり、とても対応しきれないと思います。ですから、具体的にどのレベルまで検討を指摘するのかを示してあげないと、コンサルタント会社も対応しきれないと思いますので、具体的な提案をしてあげてください。

(工藤委員)

特に気になっていたのが、桜井寮と石和西小学校、ここにも書いてありますけれども、資料集がなくて道路との位置関係がよく分からなかったのですけれども、もしこの「特に配慮が必要な施設」がもっとあるのであれば、「そのような場所の近辺を」とした方が良いと思います。

(片谷会長)

そうすると、今のご意見は、構造物の影響が最も大きくなりそうで、なおかつ保全対象施設が近接しているところを選定するという趣旨だと思いますので、要は最大を予測すれば、他はそれより低いわけですから、最も環境影響が高くなると予想できる位置を選んで、最大でどのくらいかを押さえてほしいという意見であると、そういう趣旨だということです。

福原委員、ジョイントの件はこれでよろしいですか。

(福原委員)

はい。

(片谷会長)

特に前回ご発言いただいた中で、これに反映できているかどうか。いかがでしょうか。

(福原委員)

6ページの5. 2)の環境省指針の取扱いのところ、最後の部分に書いてあるのですが「工事中の建設機械を発生源・・・」というところがあります。こういう部分は、こういう考え方で今回は一応しましたということが、この文章をあえて書いておいた方が無難だと思います。なぜそういうことを申し上げるのかといいますと、他の委員の方もご存知だと思いますが、これら他の要素もあると思いますが、まだ山梨県には関係ありませんが、風力発電施設の環境アセスをするときに、風力発電を固定音源ではなくて、移動音源として捉えようとしている。そうしますと、これ以上にあの移動源は、そこにあってブレードが回るだけだから、マクロに見れば固定音源なのですけれども、そういう部分で、まだまだ曖昧な部分が出てくる可能性がありますので、今回のこの環境アセスのこういう感じなのであれば、こういう前提でこうしたということをあえて入れておいた方が、良いのではなからうかという気がしたものですから、その辺を明記しておいた方がよろしいと思いました。

(片谷会長)

要は今のこの記載で良いということですか。

(福原委員)

そうですね。なぜ環境省のそれを用いたかというときに、「工事が一定箇所で行われるものだから固定音源とみなす」として、手引きに載っている数値なりグラフと対応していくと、みなさん分かりやすいのではないかと思います。

(片谷会長)

今のは補足のご意見というか、意見の補足説明ということによろしいですね。
はい、他のご意見いかがでしょうか。

(坂本委員)

個別の6、7の水の話なのですが、私はある程度分かっているので、これで良いと思ったのですが、言われてみれば、7ページの6、7を事務局で考えてもらって、改めてこれを見ると、確かに普通の人には分かりにくいかと思いますので、少し確認させてください。

まず6の水質汚濁ですが、「濁水やアルカリ排水を河川等の公共用水域に排出しない」という見解で方法書(知事意見)は済ませたのですが、もう少しはっきりさせた方が、排出するのところをやはり確認しておくべきであったのかと思います。なので、ここでは準備書(知事意見骨子案)の7ページの6にあるように、排出する方の話で、きちんと書き方を工夫することになると思います。それは、一応、検討してあるのですよね。方法書の段階で、「濁水やアルカリ排水を河川等の公共用水域に排出しない」と書いてあるということは、その根拠として、水を全く排出しないのか、あるいは濁水やアルカリ排水以外の排水は排出するのかということは検討しているはずなので、そこでは後者の濁水やアルカリ排水以外の排水をどこへどのくらい排出するのか検討してあるということと理解したのですが、それは検討しているのですよね。「排出しない」と書いてあるから、全く排出しないのか、あるいは排出するのは濁水やアルカリ排水ではないのか、後者だと私は思っていたのですが、そういう理解で間違っていますか。

(片谷会長)

沈砂地や濁水処理施設があっても水が全く出ないということはないわけで、要はここに指摘されている事項は、処理効率を示しなさいというもので、せっかく事業者もおりますので、今日お分かりになれば、ご回答いただいた方が話が早いのですけれども、もう検討済みでしょうか。

(坂本委員)

私は多分検討済みだから、こう書けばすぐに答えが出てくるだろうということで、この書き方で良いと思います。私の認識が間違っていたら、話がややこしくなりますが。

(片谷会長)

一般に諸々の除去装置は100%除去できるものはないので、多少はもちろん出るわけですね。ですから、その処理効率は90何%だけでも、水質汚濁は無視できるレベルであるということが分かれば、それはそれで予測評価したと言えます。

(坂本委員)

すぐの回答でなくても良いので、こういう感じで質問しますので、ご回答ください。「排出しない」ときっぱり書いてあったので、今回しっかり検討してあるのだと思ったので、それなら良いと思ったのですが、少し曖昧なところがあれば、改めて書いてください。

(片谷会長)

これは評価書に記載すべき事項の指摘ですね。ですから、事業者サイドとしては、処理装置の除去効率が何%であって、出る水は全体に対して上乘せ、寄与率的な数値で、例えば0.何%にしか届かないということが見積もれるのであれば、予測として書いていただければ良いということですね。

(坂本委員)

この感じで良いのですけれども、少しその応答を見ていると、表現の仕方を少し変えた方が良いのではないかと、検討してされた方が良いと思います。

(片谷会長)

次回までに、たったの2週間で新たに資料を作っていただくというのは、あまり現実的ではありません。

(坂本委員)

それは承知しております。

(片谷会長)

非常に小さいということがすぐ見積もれるのであれば、そのことを評価書に記載すれば予測評価になりますし、それがもしできないようであれば、環境負荷をどのように低減するかということを中心に概算ではなく、シミュレーションで出していただく必要があります。

(坂本委員)

お聞きしたのは、方法書の段階で、選定項目を一応了解してしまったので、それに対して更に追加する格好になってしまっているのが申し訳ないということがあったのですよ。そうではなくて、分かりましたら、書いてくださいということです。

(片谷会長)

方法書知事意見に対して、都市計画決定権者が見解としてこう出されているということですが、その効果が不明だから、予測をしてくださいという指摘事項になっているので、要は除去効率が明確になれば、それに対する回答にはなるということですよ。これは土橋さん、そういう理解でよろしいですか。

(事務局 土橋主査)

まずこれにつきましては、方法書知事意見においては、水質について「予測評価をしてください」というのが、こちらからの知事意見としてのオーダーでした。それに対して、今回の回答の中で、「具体的な予測はしません」と回答があったのですけれども、ただその途中の過程が全然なくて、最低限、公共用水域に出すのであれば、「このレベルの水質を確保して流します」といった検討のプロセスが出ている中で、それをベースにして、議論があるのであれば、特に問題はないのですが。

(坂本委員)

分かりました。そういうことだと思っていました。

それから、7、これは少しややこしいのですが、地下水の方なので、少しこれは文面をどうするか考えたいので、確認したいのですけれども、地下水のところいくつかのことが書いてあって、私は何となくこれはこの話だと分かるのですけれども、普通の人には分からないかもしれないというところがあります。と申しますのは、準備書の8-5-2ページには、既存観測井水位というのが、

甲府の井戸と石和の井戸とありますね。そのあと、既存井戸というのがあって、既存井戸については、地下水の水位は分からないと書いてある。更に 8-5-5 ページに帯水層の状況が、昔の図があって、更にその図表のところには、ボーリング結果ということで地下水の水位が書いてある。全て同じ地下水のことを言っているのか、やはり分かりにくいと思います。私は何となく、これはこの地下水という感じを持てるのですけれども、普通の人には同じ地下水という言葉で書いてあって、甲府 1 号井や甲府 2 号井というものと、みなさんがポンプで吸い上げている井戸と、8-5-5 ページの昔描かれた等水位線、ボーリングの地下水で深度何mと書いてある井戸の水位が、全て同じ地下水だと思われてしまう恐れがあり、そこで少しややこしくなるので、それを少し整理していただければ分かりやすくなると思います。ですので、知事意見のところでは、「整理をした上で」という感じの文面で、少し考えていきたいと思っています。

(片谷会長)

事業者側にも申し上げておきたいところがあるのですけれども、「予測評価を行い」というのは、全て詳細なシミュレーションをして、極めて精度の高い数字を出すことだけを含んでいるのではなくて、先ほど申し上げたように、除去効率が分かっているならば、「排水溝から出ていく中に含まれている濃度レベルはこれだけです」、「最大でどれだけです」ということが分かりますから、それを示すだけでも良い、予測の対応にはなり得るということですので、しばしば予測評価とはフルスペックのシミュレーションをしなければいけないと解釈されがちなのですけれども、こういう意見に出ている予測評価とは、「非常に小さい」ということがきちんと説明できていけば、それでもそれは予測であるという理解で対処していただきたいと思います。精度ばかりを追求しますと、ついつい予測評価を行わなかったという結論だけで終わってしまうのですけれども、そうではなくて、もともと極めて小さくなることが明白であるということもきちんと説明していただくということも予測であるにご理解いただきたいと思います。常々、色々なところで申し上げているのですけれども、やはり非常に危ないところは細かく予測なくではいけないし、確認のための予測というのはそれとは別の考え方でも良いということで、対処していただきたいということをお願いしておきたいと思います。今、どこの県の技術指針も、大分見直しが進みつつあるのですけれども、従来の技術指針だとやはり予測評価項目にするとしたら、どこの技術指針においても、フルのシミュレーションをやるものだと受け取られてきたのですけれども、今はそういう時代ではなくなってきて、細かくやるべきところと、そうでないところを区別して扱うことが必要で、今の坂本委員のご指摘も、それに関連することですので、ぜひその点をご理解いただいて、ご対応いただきたいと思います。

(石井委員)

知事意見骨子の 8 ページ、9 ページで、1) で新たな地点についてやってくださいとなっていて、2) で「準備書の」と書いてあって、これはページが間違っているのですけれども、「P. 8-1-31」ではなく「P. 8-11-30」ですね。「ここに記載した」と書いてあるのですが、これは新たに加えた地点も含めてという意味ですか。そうでないとあまり意味がありません。

(事務局 土橋主査)

はい。

(石井委員)

そうしますと、8-11-30 ページや 8-11-31 ページ、8-12-8 ページ、8-12-9 ページもそれに合わせた形で直していただけるという理解で良いですね。

(事務局 土橋主査)

はい。

(片谷会長)

要は、追加でモンタージュを作っていた地点は、当然それに対応する保全措置のコメントを書いていたかなければ、何のためにモンタージュを作っていたのか分からなくなってしまうので、それはもう当然やっていただくということですね。

(石井委員)

当然していただくということと、読み落としていて、じっくり読んで気が付いたのですけれども、例えば 8-11-30 ページの表 8.11.16、環境保全措置の「盛土法面等及び地形改変部の緑化」のところ、盛土と地形改変部を検討してくれるのかと思ったら、「緑化」と限定しているんですね。盛土自体、地形改変部自体については特にコメントしないと意味合いで書かれているのですが。

(片谷会長)

石井委員の意図されているのは、緑化だけではなく、構造の検討ですか。

(石井委員)

緑化もやっていただく項目に入ってくるのでしょうかけれども、盛土と構造物の話がこれだとどこにも入ってこないんですね。

(片谷会長)

それは、盛土構造にするかどうかという選択を含むということですか。

(石井委員)

それはどういう風にしたのかという、どうしてそれにしたのかというのを書いていただけなのかどうかということです。

(片谷会長)

それはどうなのでしょう。要は道路構造をどうするかということを経済に絡めて検討されたのか、あるいはこれからされるのか。まだ設計は固まっていないのでしょうかから、そこはいかがですか。

(事業者 名取室長補佐)

構造等につきましては、現地の状況や、当然、今は非常にコストダウンということも言われていますので、それらも含めた中で、構造等については基本的に考えていくということになります。基本的にそれ程金額に差がないのであれば、そういうものも加味した中で決めていきますけれども、もうはっきりと金額等が決まってしまうと、これで工法を変えようとはなかなか言いにくいものがございますので、そういう観点でのコメントはなかなか難しいと思います。

(石井委員)

そうしますと、最終的に眺望点の移設のところでは何とかするという形になるということですね。先ほど申し上げた中で、こんなに立ち上がってくるんだというのを出すだけだと、何のためにやっているのかよく分からないので、何らかの対策が取れるものかどうかということが、どこで述べられるのですか。

(片谷会長)

先ほど、意見に追加してくださいとお願いしたところなので、要は道路構造、具体的には盛土ですけども、盛土であることによって生じる構造の変化をどれだけ軽減できるかということの検討の経緯と結果を記載していただくという趣旨のご指摘を先ほど追加してくださいとお願いしたので、それにご対応いただいて、今のご回答ですと、景観に配慮して道路構造自体を全く見直すというのは恐らく現実的には難しかろうという趣旨のご発言だろうと解釈しましたので、そこはそういう風に受け取らざるを得ないです。

(事務局 土橋主査)

先ほどの石井委員からの意見の、追加してはという部分につきまして、今ちょっと大急ぎでポイントになるところだけ拾ってみたのですけれども、例えば、今、議論いただいている9ページの景観のところ、「2）環境保全措置の検討」の部分の、a)とb)ですけれども、b)のところを少し直すような、今の形から1つずらすような形で、まず1つが道路の出現により影響を受ける景観については、景観の構成要素の変化の内容、例えばこれは変化を受ける範囲、要は山並みが見えなくなってしまうような、範囲と視対象という並びで、例えば山並みとか扇状地とか農地景観などを阻害、先ほども少しお話があったように、写真のように法面がバンと出てきてしまって、何も見えなくなってしまうような部分の、まず範囲を、これは計算である程度、何m離れになれば影響を受けると、直接的に大きく影響を受けるところは概ねこの辺りと、そういったところをはっきりさせておくのが1点ということで、そういった中で特に修景については、特に今お話があったのですけれども、構造物から受ける圧迫感等の低減のための法面や付帯物の形状等について検討する。要は、法面そのものをどうするというのはなかなか難しいかもしれないのですけれども、そうはいつでも検討できる部分、そういったものが多少あればそういったところで、もう1つ、法面緑化等によって修景を図ろうとする場合については、修景、その他の環境保全措置、先ほども出ましたが、動植物、生態系の絡みがありますので、そういった部分の効果が良好に維持されるよう、適切な維持管理を行うことと、概ね3つ、まず景観の要素で影響を受ける要素をはっきりすること、影響を受ける範囲を明確にすること、圧迫感を受ける想定要素の措置、もう1つは法面の緑化の維持管理等、こういった部分をまとめるような形で、保全措置の検討という中の、少し具体的な部分として、a)でフォトモンタージュをやってもらって、b)でもう少し詳しく、そんな形をテーマに取りまとめてもらうような形でいこうと思います。

(石井委員)

全線、効果がないとしても、橋梁が入っている部分の両端を少し延ばしてもらおうとか、多少、オプションとしてあり得るのかということは、本当はやってもらいたいと思います。

(片谷会長)

どこまで軽減が図れるかというものを、検討した結果をとにかく書いていただく。当然、景観の変化というのは環境負荷ですから、最大限、軽減を図らなければいけないわけで、それがどこまで可能かということ、評価書の中には記載していただく。できないことはできないわけで、ここまでならできるといことが検討の結果ですと明記していただくということを知事意見の中に盛り込み、これは事業者にお願いするという趣旨だということで、整理をさせていただきたいと思います。

(佐藤委員)

これまで審議会を欠席していて述べられなかったのですけれども、ちょうど道路の新たな出現という話がありましたので、これは骨子案に入れていただけるか分かりませんが、鳥類の一般的な意見としては、新たな道路をそこに造るということは、平らな道路であれ、盛土であれ、高架であれ、鳥類の移動を妨げる最大の原因は道路なのですね。もちろん渡ろうとするとストライクを起こします

し、あらゆる面において鳥類にとって道路の存在というのは非常に悪いものなのですね。これは事業者もいて、今更、撤回できる話ではないのは分かっておりますので、今まであまり述べなかつたのですが、鳥類に限らず、昆虫にせよ、植物の生息にせよ、小動物の移動にせよ、道路というのは非常に悪であつて、自然環境にとって非常に悪いものなのですね。これは重々承知していると思いますので、あえて言いたくはないのですけれども、甲府盆地を外から見ると、過去何十年か前には中央高速道路がなくて、最近はずを越えて来ると、中央高速道路が高くすつと伸びて、曲がっていくのが、双葉の方向に見える。次はリニアが高架でできるわけですね。次はこの東区間の道路ですね。これが高架にしる、盛土にしる、高い位置にできるわけです。甲府盆地の景観というのは、そういう風になるのでしようけれども、山梨県民がこれで良いのだと言え、それで良いでしょう。ただ、この甲府盆地の中の自然環境というものは、ますます悪くなる一方で、鳥類や昆虫や小動物にとって、大変住みづらい環境になってしまう。これは重々承知の上で、知事がこれはやるべきだと言え、それは私たちがこれ以上言うことはない。もちろん景観も同じです。素晴らしい富士山が見えるときに、目の間に高架や盛土の道路がたくさん走っていて、それが甲府盆地と富士山、南アルプス、八ヶ岳の景観とマッチする環境だと県民の皆様方が思うのであれば、それは仕方ない。ただ生き物にとって決して良いものではない。その中で、苦渋の選択の中で、こういう道路を造るんだということを、皆様承知の上で、この会議が行われているのであれば、これ以上申し上げることはございません。少しまとめるような形で申し訳ないのですが、鳥類の立場としては、こういう会議に出ますと、良いことは何一つなくて、何もしてあげられないということが非常に残念でならないと思っておりますので、そこはもし何らかの形で知事意見の中に遠回しでもそういうことが盛り込めるのであれば、ぜひ山梨県のために、そうしていただきたいと思ひます。

(片谷会長)

佐藤委員に教えていただきたいのですが、鳥類に対しては、高架だとどうなるのでしょうか。

(佐藤委員)

同じですね。ごく小さな鳥であれば下を飛ぶということもあり得ますが、通常、構造物を嫌って上を飛びますので、オーバープレイスなどを造らない限りは、バードストライクを起こして、高速で80 kmで走る車と衝突して、事故を起こすということで、非常に危険ですので、高速道路では大概、両側にバードストライクを防ぐために張ってあります。

(片谷会長)

準備書にも、小動物等に関しては、高架の下を通る、あるいはボックスカルバートを造ってそこをくぐらせると、移動経路を確保するというので書かれているのですけれども、鳥類に対して何かそういう対策は技術的にあるのでしょうか。

(佐藤委員)

難しいと思ひますね。今、リニアの件でも色々やっていますが、やはり基本的にはドーム型にして覆ってしまうか、地下を通すか。地下を通すというのが最も安全な方法だと思ひます。

(片谷会長)

土橋さん、今のご意見はどのように対応しますか。今日これは最終でなくて、最後もう1回あるので、それまでに事務局で検討していただいて、この後、次回の前に最終案が配付されますよね。それまでに、あまり時間がないのですけれども、検討しましょう。どこまで入れられるのかというのはあるので、ご意見をいただいたので、それはやはり検討しなければなりません。

では、他にいかがでしょうか。では、今日の段階ではご意見は全て出尽くしたようですので、今、

申し上げましたけれども、次回が知事意見の確定のための最終の審議会になりますので、その少し前に、事務局から最終案が示されて、できれば次回の審議会は文言レベルの修正はあるものの、確認のための審議ということにしたいと思います。

多分、ぎりぎりに送られてくると予想されますが、委員の皆様にはできるだけ審議会前に目を通していただいて、可能なものは事前にご意見をいただいて、それから特に次回の審議会を欠席される方は、もし修正を必要とする事項があれば、事前にご意見をお寄せいただくということをお願いしたいと思います。

では、この議題については終了とさせていただきます。

議題2) その他

(片谷会長)

議題2はその他ですが、事務局、あるいは委員の方から何かその他ということで審議が必要な事項はありますでしょうか。

事務局はなにかありますか。

(事務局 土橋主査)

ございません。

(片谷会長)

では、その他はないということで、次回の日程等のご説明を事務局からお願いします。

(事務局 土橋主査)

それでは、次回の日程ですけれども、8月13日になりますが、お盆期間中で大変申し訳ありませんが、よろしくお願いします。時間は今日と同じ13時30分からで、会場はこう暑くならない場所を考えたいと思いますので、追ってご連絡させていただきます。

(坂本委員)

土橋さん、先ほどの意見ですが、締め切りを設けた方が良いと思います。

(片谷会長)

送ってくるのはいつ頃の予定ですか。

(坂本委員)

これを少し直したものを送っていただけるのですか。

(事務局 土橋主査)

今回は、先ほどご確認いただいた資料をベースに、指摘されたところを修正するような形でいこうと思いますので、もし今の段階で、戻られてご意見がある場合は、今週中にいただけると大変ありがたいです。

(片谷会長)

今日のこの案に対して、更に追加の意見があれば、今週中で、それも含めた修正案、最終案がたぶん来週の後半に送られてくると期待して、それに対する意見、特に次回、出席できない委員の方々は、次の審議会、13日の前までに、木曜日までに送られてくるということを前提に、金曜日までには、特に次回ご欠席の委員の方はご意見を頂戴したいということをお願いしたいと思います。

はい、では、これで議題は全て終了いたしましたので、事務局にお返ししたいと思います。

事業者の皆様も色々と、まだたくさん宿題があるようですけれども、よろしく願いいたします。
それでは、事務局にお返しいたします。

4 閉会

(進行 依田課長補佐)

片谷会長、どうもありがとうございました。

これもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。

皆様、本日はどうもありがとうございました。